

《令和4年2月20日 法律改正施行》

長期優良住宅の認定制度が変わります！！

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、**令和4年2月20日**から施行されます。

主な改正概要は以下のとおりです。

1. 「自然災害リスクへの配慮」を認定基準に追加

・長期優良住宅建築等計画の認定基準として自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する事項が追加されました。

・延岡市では国及び県の基本方針を踏まえ、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」、「災害危険区域」の区域内は、原則として長期優良住宅の認定対象外となります。

※延岡市では、「災害危険区域」については「災害危険区域内における建築物認定通知書」の添付することで認定対象とします。

2. 事前審査による交付書類を「適合証」から「確認書」に変更

・令和4年2月20日以降は、「適合証」及び「旧住宅性能評価書」は技術的審査を受けた証明として利用できなくなります。

施行日以降は、「確認書^{※1}」若しくは「住宅性能評価書^{※2}」又はこれらの写しを使用してください。

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書

※2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により確認の結果を記載した住宅性能評価書

3. 分譲マンションにおける住棟認定の導入

・区分所有の共同住宅について、区分所有者が認定を受ける仕組みから管理組合の管理者等が一括して認定を受ける仕組みに変更されます。

4. 認定申請手数料の改正

・法改正により所管行政庁での審査事項が変更となることから、**令和4年2月20日以降は認定申請手数料が変わります。**

（改正例）新築、戸建て住宅の場合

事前審査の有無	改正前	改正後
有り	7,000円	13,000円